

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業

訪問型サービス利用契約書

____様(以下「利用者」という。)と社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会(以下「事業者」という。)は、事業者が提供する、介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス(以下「サービス」という。)の利用料等について、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

(契約期間)

第2条 本契約の契約期間は、令和 ____年 ____月 ____日から、要支援認定の対象者としてサービスを受ける場合にあっては、介護保険証の有効期間満了日までとします。

- 2 藤枝市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者としてサービスを受ける場合にあっては、利用者の介護予防ケアマネジメントに基づく期間とします。
- 3 契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

(介護予防サービス計画の決定・変更)

- 第3条 事業者は、利用者に係る介護予防ケアマネジメント(以下「ケアプラン」という。)に沿って利用者の介護予防サービス計画(以下「サービス計画」という。)作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係るケアプランが作成されていない場合でも、サービス計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターを紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとします。
 - 3 事業者は、サービス計画について、利用者及びその家族(以下、「利用者等」という。)に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
 - 4 事業者は、利用者に係るケアプランが変更された場合、又は利用者等の要請に応じて、サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認められた場合には、利用者等と協議して、サービス計画を変更するものとします。
 - 5 事業者は、サービス計画を変更した場合には、利用者等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
 - 6 事業者は、サービス計画の実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者等に説明の上、交付します。

(提供するサービスの内容及びその変更)

- 第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数および利用料は、重要事項説明書のとおりです。
- 2 利用者等は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった

場合、当該変更がケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

- 3 事業者は、利用者等がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに居宅介護事業所又は地域包括支援センター等に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者等の同意を得ます。

(サービスの実施)

第5条 利用者等は重要事項説明書で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼する事はありません。

- 2 サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。
- 3 利用者等は、サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)を無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

(利用料等の支払い)

第6条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払方法は、重要事項説明書のとおりです。

(利用料の変更)

第7条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者等に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者等は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第8条 利用者等が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、30日以上猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター及び藤枝市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第9条 利用者等は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。

(1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者等の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなかった場合

- (2) 事業者が、第11条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者及び訪問介護員の義務)

第10条 事業者及び訪問介護員は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、サービス実施日において、訪問介護員により利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、利用者等からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者等から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとします。

(守秘義務)

第11条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者等の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者等の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者等の個人情報について、介護保険法第23条に基づくもののほか、利用者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター及びサービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

第12条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

- 2 利用者等及び利用者の後見人は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者等に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者等の同意を得た上で、利用者の指定する他の地域包括支援センター等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(事業者の解約権)

第13条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者等が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
- (2) 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継

続が困難であると見込まれる場合

- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター及び必要に応じて藤枝市に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

（契約の終了）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者の要介護状態区分が要介護となった場合
- (3) 事業対象者でない利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- (4) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (5) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- (6) 第2条第3項に基づき、利用者等から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (7) 第9条第1項に基づき、利用者等から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (8) 第7条もしくは第9条第2項に基づき、利用者等から解約の意思表示がなされた場合
- (9) 第8条第3項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- (10) 第13条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

（事故発生時の対応）

第15条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、家族等及び市町、当該利用者に関わる地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、原因の解明に努め、再発防止策を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

（損害賠償責任）

第16条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者等に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第17条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者等が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起

因して損害が発生した場合

- (4) 利用者等が、事業者及び訪問介護員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第18条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(苦情処理)

第19条 利用者等は、提供されたサービスに苦情がある場合は、重要事項説明書に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者等から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者等が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(ハラスメント対策)

第20条 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、訪問介護員が働きやすい環境作りを目指します。

- 2 利用者等が事業所の訪問介護員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

(虐待防止の対策)

第21条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針を整備し、職員に周知するとともに研修を定期的に行います。

- 2 事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に報告します。
- 3 虐待防止に関する責任者の選定を行います。 _

(身体拘束等の対策)

第22条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項の記録を行います。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第23条 事業所は感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備を行い、職員に周知するとともに研修を実施します。

(業務継続計画(BCP)の策定)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継

続的に実施するための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、職員に周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（契約外条項）

第25条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

（裁判管轄）

第26条 本契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、契約者の住所を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

代理人(保護者又は法定代理人)

(利用者との続柄)

住所

氏 名

印

利用者は、身体 の 状況等により署名がで きないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者 に代わってその署名を代筆しました。

代 筆 者(利用者との続柄)

住所

氏 名

事業者

所在地 静岡県藤枝市岡部町内谷1400-1

事業者名 社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会

代表者氏名 会 長 水 野 明 (印)

事業所所在地 静岡県藤枝市瀬戸新屋83番地の6

事業所の名称 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所

利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、介護保険法令に基づき私に行う介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービスを円滑に実施するため、担当者会議において、又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容(例示)

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

上記事項に同意します。

令和 年 月 日

(利用者) 住所

氏名

(ご家族) (利用者との続柄)

住所

氏名

印

(代理人 保護者又は法定代理人) (続柄:)

住所

氏名

印

利用者は、身体 の 状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

(代筆者) (続柄:)

住所

氏名